

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

匝瑳市長

公表日

平成31年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき以下の業務を実施する。</p> <p>(1)住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理する。 (2)世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課する。 (3)要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定を行う。 (4)世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定する。 また、給付された実績の管理を行う。</p> <p>(5)決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 (6)普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備を行う。 (7)納付データの消込処理を行い、未納状況を管理する。 (8)未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行う。</p>
③システムの名称	<p>(1)介護保険システム (2)認定事務支援システム (3)統合宛名システム (4)収納管理システム (5)滞納管理システム (6)中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)介護資格ファイル (2)介護保険料ファイル (3)特別徴収ファイル (4)介護認定ファイル (5)介護補足給付ファイル (6)介護負担区分ファイル (7)給付実績ファイル (8)収納情報ファイル (9)滞納情報ファイル (10)宛名情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の第68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二（1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、106、109及び117の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条及び第47条） <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 93及び94の項 ・省令第46条及び第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者支援課及び市民課
②所属長の役職名	高齢者支援課長 市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>匝瑳市役所高齢者支援課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0033(直通)</p> <p>匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>匝瑳市役所高齢者支援課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0033(直通)</p> <p>匝瑳市役所市民課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0086(直通)</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 1. ②	略	(9)高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、市の介護保険と国民健康保険または後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。本業務について、市では、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をしており、国保連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。(介護保険法第41条第10項等に基づく委託契約)を追記	事後	
平成27年12月25日	I 1. ③	略	(9)伝送通信ソフトを追記	事後	
平成27年12月25日	I 5. ②	太田 和利	大木 進一	事後	
平成29年8月31日	I 1. ②	略	(9)高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、市の介護保険と国民健康保険または後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。本業務について、市では、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をしており、国保連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。(介護保険法第41条第10項等に基づく委託契約)を削除	事後	
平成29年8月31日	I 1. ③	略	(9)伝送通信ソフトを削除	事後	
平成29年8月31日	I 5. ②	高齢者支援課長 大木 進一 市民課長 塚本 貢市	高齢者支援課長 塚本 優 市民課長 藤崎 俊一	事後	
平成29年8月31日	II 1	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年8月31日	II 2	平成27年3月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成31年2月1日	I 1. ③	(1)介護保険システム (2)認定事務支援システム (3)宛名・納付システム (4)収納管理システム (5)滞納管理システム(COKAS-R/AD II) (6)滞納管理システム(THINK TAX) (7)団体内統合宛名システム (8)中間サーバ	(1)介護保険システム (2)認定事務支援システム (3)統合宛名システム (4)収納管理システム (5)滞納管理システム (6)中間サーバ	事後	

